

結核・呼吸器感染症予防週間を迎えるにあたって

厚生労働省では、毎年 9 月 24 日～30 日を「結核・呼吸器感染症予防週間」と定めており、結核と呼吸器感染症の予防に関する普及啓発活動を行っています。戦前・戦中において結核は多数の人々の命を奪う大きな社会的問題で「国民病」と呼ばれるほどであり、結核の予防は至上命題でした。そのためにさまざまな啓発活動により国民への周知が図られてきましたが、この流れで昭和 24 年に「結核予防週間」が開始されました。その目的は、結核についての正しい知識を広め、適切な感染予防を行うとともに早期診断、早期治療による治癒を目指すことにあります。現在に至るまで我が国で行われてきた結核対策は概ね功を奏しており、2021 年には人口 10 万人対の罹患率は 10 を切り低まん延国の仲間入りをするに至っています。しかし今なお結核は、2024 年には 10,051 人の新規患者と 1,461 人の死亡者を出しており重大な感染症であることには変わりはありません。この予防週間を機に、結核という疾患をもう一度頭の片隅にとどめていただきたいと思います。結核は現在では、早期に診断して薬を服用すれば多くが治る疾患となりました。本年の標語は「長引いた咳に結核 疑って 早い受診につなげよう」です。咳や痰などの症状が 2 週間以上続けば医療機関を受診してください。早期治療は同時に周囲の人々への感染を防ぐことにもつながります。

近年の新型コロナウイルス感染症のまん延を受けて「結核予防週間」は 2024 年から「結核・呼吸器感染症予防週間」となりました。結核についての認識を深めるとともに、今後冬に向かう時期の中でインフルエンザや新型コロナウイルス感染症を含めた呼吸器感染症の適切な対策を行い、包括的にこれらの感染症の拡大を抑えていくことがこの予防週間の目的であり、幅広く国民の皆さまに知っていただけることを願っております。

日本結核・非結核性抗酸菌症学会 常務理事
露口 一成